

国民経済計算部会の審議状況について（報告）

## 第6回国民経済計算部会（11月30日開催）の議事の概要

- 1 新たな委員による最初の国民経済計算部会を開催した。
- 2 前回の部会から引き続き、本年4月に諮問された諮問第16号の審議を行った。  
（諮問第16号の審議事項）
  - 平成17年基準改定に係る課題
  - ・固定資本減耗の時価評価や恒久棚卸法（P I M）による推計の導入等ストック統計等の整備
  - ・F I S I Mの導入
  - ・公的部門分類の見直し、財政統計整備
  - 0 8 S N Aの導入
  - 経済センサス - 活動調査に係る年次推計等の抜本的な見直し
- 3 議事の概要
  - (1) 部会長代理として山本委員が指名された。
  - (2) 内閣府から、これまでの審議状況について、説明があった。
  - (3) スtock統計の整備について
    - ・内閣府及び高木専門委員（前Stock専門委員会委員長）から、Stock統計の整備について、9月に開催されたStock専門委員会の審議状況の説明があった。
  - (4) 公的部門分類の見直しについて
    - ・内閣府から、9月に開催された財政・金融専門委員会の審議状況及びその結果を踏まえた対応案について説明があった。
    - ・対応案については部会として了承された。なお、社会保障基金における「強制的加入・負担」の要件を外す点は、国際機関の確認が取れた場合に変更することが了承された。
  - (5) 今後の審議の進め方について
    - ・17年基準改定に係る課題における答申時期は、平成22年9月ごろの予定とすることが確認された。
    - ・部会として、「Stockワーキンググループ」の設置が了承され、深尾部会長から、「Stockワーキンググループ」に属する委員や座長（高木専門委員）が指名された。
    - ・深尾部会長から、まず諮問に伴う審議を優先すべきだが、部会メンバーで一次統計の活用方策といった全般的な課題も検討する必要があるとの発言があった。
  - (6) F I S I Mについて
    - ・内閣府から、間接的に計測される金融仲介サービス（F I S I M）の導入について、説明があった。
    - ・次回の部会（来年1月中目途）において、今回の審議も踏まえ、国際動向や、対象・範囲、実質化等の考え方について、内閣府から再度説明を求めた上で、部会として意見をとりまとめることとされた。

## 統計委員会 第6回国民経済計算部会 議事要旨

1. 日時 平成21年11月30日(月) 10:00~12:10

2. 場所 第4合同庁舎4階 共用第2特別会議室

3. 出席者

(委員) 深尾部会長、首藤委員、山本委員、井出専門委員、伊藤専門委員、菅野専門委員、高木専門委員、中村専門委員、野村専門委員、藤井専門委員

(審議協力者) チャールズ・ホリオカ大阪大学教授、総務省、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行

(内閣府、総務省政策統括官(統計基準担当)) 乾統計委員会担当室長、岩田経済社会総合研究所長、中藤次長、私市総括政策研究官、豊田国民経済計算部長、長谷川企画調査課長、清水企画調査課政策企画調査官、広田国民支出課長、中原分配所得課長、百瀬国民資産課長、會田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官

4. 議事

- (1) 部会長代理の指名について
- (2) これまでの審議状況について
- (3) ストック統計の整備について
- (4) 公的部門分類の見直しについて
- (5) 今後の審議の進め方について
- (6) F I S I Mについて
- (7) その他

5. 議事要旨

(1) 部会長代理の指名について

深尾部会長より、部会長代理として山本委員が指名された。

(2) これまでの審議状況について

内閣府から、これまでの審議状況について、説明があった。

(3) ストック統計の整備について

内閣府及び高木専門委員(前ストック専門委員会委員長)から、ストック統計の整備について、9月に開催されたストック専門委員会の審議状況の報告があった。

(4) 公的部門分類の見直しについて

内閣府から、公的部門分類の見直しについて、9月に開催された財政・金融専門委員会の審議状況及びその結果を踏まえた対応案について説明があった。

対応案については部会として了承された。なお、社会保障基金における「強制的加入・負担」の要件を外す点は、国際機関の確認が取れた場合に変更することが了承された。主な意見は以下のとおり。

公的非金融や民間産業に格付けされていたものが一般政府に格付けされている場合もある。これに伴い、一般政府が非市場生産者というこれまでの対応は、変更の可能性があり整理すべきである。

引き続き検討する。

過去も、特殊会社の民営化に伴った格付けの変更により、社会資本ストック等のデータに断層が発生し使いづらくなった。格付けが頻繁に変更になると不便であり留意してほしい。また、変更に伴って、過去へのデータの遡及等を行ってほしい。

遡及については留意したい。格付けが頻繁に変更されないように、例えば、市場性の判定は単年度ではなく複数年で考え、安定的になるように検討する予定。

特殊会社の民営化に伴って民間産業とされたものが、公的企業に分類される事例が多いが、インパクトの大きいものもある。利用者に十分な説明をすべき。

#### (5) 今後の審議の進め方について

内閣府から、今後の審議の進め方について、17年基準改定に係る課題については平成22年9月ごろに答申することなど説明があった。

「ストックワーキンググループ」の設置について、説明があり、部会として了承された。

深尾部会長から、「ストックワーキンググループ」に属する委員や座長について、指名された。

また、深尾部会長から、諮問に伴う審議について優先すべきだが、部会メンバーで一次統計の活用方策といった全般的な課題も検討する必要があるとの発言があった。

#### (6) F I S I Mについて

内閣府から、間接的に計測される金融仲介サービス(F I S I M)の導入について、説明があった。次回の部会において、今回の審議も踏まえ、国際動向や、対象・範囲、実質化等の考え方について、内閣府から再度説明を求めた上で、部会として意見をとりまとめることとされた。

主な意見は以下のとおり。

F I S I MをGDPに反映させること自体は良いと思うが、ハイリスク・ハイリターンの活動を行っている機関ほど、マージン率が高くなり、貸出の付加価値が高いということになるがそれでよいのか。また、対象商品を預金や貸出に限るとしているが、より広範な金融商品を含めていた93SNAと比べて考えとしては後退していないか。例えば、貸出を行っても、証券化してしまうとF I S I Mでは反映できないといった問題があるのではないか。

国際的にも、信用リスクをF I S I Mにおいてどのように計測すべきかは議論のあるところである。なるべく信用リスクを除いた形でF I S I Mを計測すべきとの議論はあるが、各国ともそうした考えを導入する段階ではなく、わが国でも今回の案で導入すべきと考える。

08SNAではどのような議論が行われたか。

現状の国際的な議論において、預金や貸出の期間の違いに伴う利率差の問題や信用リス

クの問題について議論のあるところであり、適切にフォローしていきたい。

参照利率は、預金と貸出に着目する場合は、インターバンク市場のレートが一番いいのではないか。

ノンバンクについては、貸出だけをF I S I Mとして計上する必要性はあるのか。海外でも、金融仲介サービスとしているのか。

金融持ち株会社が主流になってきているが、グループ間取引をどのように扱っているのか。

海外では、インターバンク市場のレートを用いたり、今回の案のように金融機関間の資金取引の残高と利子から計測したりしている。結局、調達利率と運用利率の間にどれがうまく収まるのかという観点も、参照利率の選択に大きく影響していると思う。

ノンバンクについては、各国によって制度面の違いはあるものの、英国やカナダでも対象としており、貸出サービスだけであってもF I S I Mの対象とすべきと思う。

グループ間取引については、F I S I M産出機関同士ではF I S I Mが発生しない扱いとしており、可能な限り除外している。

国際基準（08 SNA、EU基準等）自体には改善すべき課題があるとは思いますが、国際比較可能性を確保するため、わが国でも同基準に沿って、F I S I Mの推計を行うべきである。

公的金融機関では、制度面から、民間のような市場サービスが成立せず、問題があるのは事実だが、F I S I Mの対象に含める方向で考えるべきである。

実質化に利用するC P Iについては、今般の原油高の状況では、輸入価格の上昇の影響があり、G D Pデフレーターとの違いが顕著になる。実質化の違いの影響をもう少し慎重に評価するべきではないか。

C P I総合指数は、エネルギー価格の影響も含めカバーできる範囲が広く望ましいものと考えている。G D P成長率にどの程度の違いがあるのかで評価しており、影響は小さいと判断している。

本来、実質化については、金融サービスに係る活動の指標を用いるべきであるが、C P Iで実質化を行うのは最後の手段と考える

F I S I Mの導入における方向性に大きな異存はないが、国際基準ありきでは議論の意味がない。我が国として、どう考えるべきかということが必要。

なお、本議事要旨は速記版のため、事後修正の可能性があります。